

(仮 訳)

## プレスリリース

2009年7月13日  
バーゼル銀行監督委員会

### バーゼル銀行監督委員会がバーゼルⅡの枠組みの強化を発表

7月8、9日の会合において、新しく拡大されたバーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」という。)は、1996年のトレーディング勘定に対する資本賦課の取扱いの強化と、バーゼルⅡの枠組みの3本の柱を強化する措置に係る最終文書を承認した。

当最終文書は、規制資本の枠組みを強化するバーゼル委のより広範な取組みの一部である。この取組みは、以下の施策の実施のための新しい基準の導入を目的としている。

1. ストレス時に取崩しが可能な資本バッファの構築の促進、
2. 銀行の自己資本の質の強化、
3. バーゼルⅡを補完する指標としてのレバレッジ比率の導入

この取組みの下で、当委員会はまた、最低所要自己資本の過度な景気連動性(シクリカリティ)を抑制し、引当に関するよりフォワード・ルッキングな手法を促すための措置も講じる予定である。当委員会は、この広範な取組みに関する市中協議提案を、2010年の第1四半期までに公表する予定である。

バーゼル委が最近合意した、2010年末に実施される予定であるトレーディング勘定に関する規制の見直し(「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」及び「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」)は、複雑なトレーディング業務に係る信用リスクを捕捉するためのより高い資本賦課を導入するものである。同見直しは、ストレスのかかったvalue-at-risk(ストレスVaR)による資本賦課を含むが、当委員会は、この資本賦課は最低自己資本の枠組みのシクリカリティを抑制するのに役立つものであると確信している。

7月のバーゼル委員会において承認されたバーゼルⅡの枠組みの強化の下で、当委員会は、「第1の柱」(最低所要自己資本)における、一部の証券化エクスポージャーに関する取扱いを強化する。オフバランス導管体に対する短期の流動性補完に係る掛目(CCF: Credit Conversion Factor)を引き上げるほか、再証券化エクスポージャー(所謂 ABS-CDO)に対して、これらの商品に内在するリスクをより適切に反映するため、より高いリスク・ウェイトを導入する。また、当委員会は、銀行が外部格付を付与された証券化エクスポージャーに対して、一層厳格な信用分析を実施することも求めている。

バーゼル委は、バーゼルⅡの「第2の柱」(監督上の検証プロセス)の下での補完的なガイダンスを発表している。当ガイダンスは、今般の金融危機により明らかとなったリスク管理実務の不備に対処するものであり、以下の事項に関する基準を強化している。

- 銀行横断的なガバナンスとリスク管理
- オフバランス取引と証券化業務のリスクの捕捉
- リスク集中の管理
- リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ

補完的なガイダンスはまた、金融安定理事会(FSB、金融安定化フォーラム(FSF)から改組)によって2009年4月に策定された、「健全な報酬慣行に関する原則」を含んでいる。バーゼル委は、監督基準実施部会(SIG)を通じ、これらの原則の実施について迅速に作業を開始する。

バーゼルⅡの枠組み強化は、証券化エクスポージャーやオフバランスシート・エクスポージャー、トレーディング業務に関する開示要件を強化するための、「第3の柱」(市場規律)の強化を含んでいる。これらの追加的な開示要件は、資本市場活動に関する銀行のバランスシートの頑健性について、市場の不確実性を低下させることに資するだろう。

銀行及び監督当局は、「第2の柱」のガイダンスの実施を直ちに開始することが期待されている。新しい「第1の柱」の自己資本賦課及び「第3の柱」の開示は、2010年12月31日までに実施されるべきである。バーゼル委はまた、2009年末以降もバーゼルⅠ対比の資本フロアを維持することに合意した。